

告 示

埼玉県告示第九百六号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

秩父市	平成二十七年	地籍	大輪第二地区（平成二十九年	調査を行った 者の名称	調査を行った 期名	果 の調査を行った 区年	証
	平成二十八年	簿	大滝の一部） 八月四日				